

第7章 計画段階環境配慮書についての一般及び地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見はありませんでした。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

計画段階環境配慮書について、香春町・みやこ町・苧田町・行橋市の市町長に意見聴取を実施しました。配慮書についての各自治体の長の意見と事業予定者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1 地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業予定者の見解
1	香春町長	事業実施に向けては、重要な動植物の生態及び生息地等の保護に配慮していただきたい。 また、沿線及び周辺地域の生活環境や自然環境への影響を出来る限り回避もしくは低減するよう努めていただきたい。	事業実施に向けては、重要な動植物の生態及び生息地等の保護に配慮し、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。また、沿線及び周辺地域の生活環境や自然環境への影響について、できる限り回避又は低減に努めます。
2	みやこ町長	事業の実施に向けては、大気質、騒音、水質等への影響や、重要な動植物、生態系や景観への配慮をお願いします。 また、地域の生活環境や自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう努めていただくことを併せてお願いします。	事業実施に向けては、大気質、騒音、水質等への影響については、できる限り回避・低減するよう配慮し、重要な動植物、生態系については、必要に応じて環境保全措置等に配慮し、景観については、機能を極力低下させない様に努めます。また、地域の生活環境や自然環境への影響について、できる限り回避又は低減に努めます。
3	苧田町長	特に異論はありません。	—
4	行橋市長	特になし。	—